

○総務省令第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第五項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

総務大臣 武田 良太

地方自治法施行規則の一部を改正する省令
地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第十二条の四の二 [略]	第十二条の四の二 [同上]
[削る]	2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における前項の電子署名は、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。 一 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号に定める電子証明書
備考 表中の「」の記載は注記である。	二 その他総務大臣が定める電子証明書

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○内閣府告示第七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用教育、特別利用地域型教育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正したので告示する。

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

別表第二及び別表第三を次のように改める。
（次のよう）は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供する

とともに、内閣府のホームページ（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourai.html>）により公表する。）

附則

- この告示は、令和三年二月一日から施行する。
- 改正後の特定教育・保育、特別利用教育、特別利用地域型教育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の規定は、施行日以後の特定教育・保育、特別利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育（以下「特定教育・保育等」という。）に要する費用の額の算定について適用し、施行日前の特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

○金融庁
○法務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

金融庁長官 水見野良三
法務大臣 上川 陽子
財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
名称 所在地	名称 所在地
[略]	[同上]
エイチエスピーシー シンガポール共和国	エイチエスピーシー シンガポール共和国
インステイテュー マリーナブルバ	インステイテュー コーリアーキーニ
シヨナルトラスド ド十マリーナバ	シヨナルトラスド 十一エイチエスピー
サービシス（シン イフィナンシャル	サービシス（シン シービルディング
ガポール）リミテツ センター 四十八〇	ガポール）リミテツ 十三〇〇二
[略]	[同上]
ハウクアンドア ドイツ連邦共和国	ハウクアンドア ドイツ連邦共和国
ウフホイザーブラ ランクフルトアムマイ	ウフホイザーブラ ランクフルトアムマイ
イバイトバンカーズ ン市 カイザーシュト	イバイトバンカーズ ン市 カイザーシュト
アクツイエンゲゼ ラーセ 二十四	アクツイエンゲゼ ラーセ 二十四
ルシャフト	ルシャフト
ビーオフエーセ アメリカ合衆国	ビーオフエーセ アメリカ合衆国
キュリティーズ・イ ニューヨーク州	キュリティーズ・イ ニューヨーク州
ンク プライアンパーク	ンク プライアンパーク

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第十八号

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第四号）の施行に伴い、令和二年和三年総務省令第二百七十三号（地方自治法施行規則）の施行に伴い、令和二年和三年総務省令第二百七十三号（地方自治法施行規則）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

総務大臣 武田 良太

○法務省告示第十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和三年一月二十九日

法務大臣 上川 陽子

住所 東京都中央区田黒2丁目10番2号
住所 東京都田黒区田黒2丁目10番2号
通称 平成元年5月14日生

地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の概要

令和3年1月
総務省

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、当該電磁的記録に講じる措置の内容を定める地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2第1項の規定により当該措置を電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名等と定めるとともに、同条第2項の規定により電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合における電子署名は同項各号に掲げる電子証明書を併せて送信することとされているが、今般の商取引一般の慣習の現状に鑑み、同項で規定する電子証明書についての定めを廃止し、第1項に規定する電子署名とともに講ずべき電子証明書その他のこれに相当する方法の具体的な内容については当該電子署名を規定する法令の規定の解釈によることとしようとするものである。

2 改正の内容

地方自治法施行規則第12条の4の2第2項の規定を削るとともに、本省令の施行に伴い、地方自治法施行規則第12条の4の2第2項第2号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件（令和2年総務省告示第273号）を廃止する。

3 施行期日

公布の日（令和3年1月29日）